

# 関島社会保険労務士事務所便り

2014年  
1月号

社会保険労務士・行政書士  
関島 康郎

〒125 - 0041  
東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12  
電話：03-3609-7668  
FAX：03-3609-5010  
HP：<http://www.srseki.info>



## 物価上昇、消費者心理悪化予測

### 中小事業者 生き残りをかける年に

◆消費者による今後1年間の見通し判断を調査した日本リサーチ総合研究所（10月調査）によれば、物価上昇の見通しが8割を超え、「景気見通し指数」が3調査連続で悪化するなど、景況感の先行きにも後退懸念の強まりがうかがわれます。

雇用（失業不安）と収入の見通しは、緩やかな悪化が続き、先行き不透明感の広がりが見られます。

これらを背景に、今後1年間の暮らし向き見通しを示す生活不安度指数は148（1990年を100とした指数）となり、かなりの悪化。民主党政権時を上回り、消費者心理の後退が続いています。

◆10月調査は、来年4月の消費税増税実施の最終決定後初めての調査であり、消費者心理の動向が注目されました。結果は、8月に続き悪化となりました。

物価上昇見通しの高まり、景況感の悪化、さらに、雇用、収入見通しの先行き不透明感の広がりを受け、消費者の先行き不安心理が高まったことがあげられます。

◆高額商品の販売好調など景気は緩やかな回復が続き、足元では、上場企業の間接決算において、自動車・電機など円安・株高による業績改善が伝えられます。

こうした業績好調企業の中には、従業員に対する賃上げ実施に前向きな経営者も出始めており、収入環境の改善に明るい兆しといえます。消費増税の実施も決まり、デフレからの脱却と景気の本格回復に向けて、報告は、「中小企業も含めた賃上げの広がりが期待される。」としています。

しかし、中小零細事業者にとっては、生き残りをかける年となりそうです。

#### \*日本リサーチ総合研究所

公益調査研究機関としての、自主調査・研究・政策提言を行うほか、政府、自治体、企業等からの委託による調査・研究をおこなっています。昭和52年4月、経済企画庁（現内閣府）所管の社団法人として発足、平成25年4月一般社団法人に移行。

先行きの景況観	良くなる	23.0%	悪くなる	35.4%	分からないほか	41.6%
失業不安先行き見通し	不安なし	32.4%	不安	63.5%	分からないほか	4.1%
収入の先行き見通し	増える	10.9%	下がる	22.0%	変わらない	9.2%

# 4月から国民年金強制徴収

## 厚生年金未加入事業所には立入検査

### ◆所得が400万以上がまず対象に

低迷する国民年金保険料の納付率を上げるため、厚生労働省は本年4月から徴収を強化すると12月25日発表しました。

所得が年400万円以上で13か月以上滞納する全員を強制徴収の対象とし、必ず督促を実施するとしており、納付しない人は延滞金を課し、財産を差し押さえを進めるという内容です。

国民年金の保険料の納付は国民の義務ですが、2012年度の納付率は59%にとどまっています。日本年金機構が電話や戸別訪問などで納付をはたらきかけても応じない場合は、最終催告、督促、財産差し押さえという強制徴収の手続きに入る決まりになっています（国年法第96条）。

しかし、強制徴収には人手やコストがかかり、実際は滞納となった保険料の0.2%分しか強制徴収の手続きがとられず、75%分の徴収権は時効で消滅していると言われます。そこで、厚労省は新たな対策として、来年度から最終催告状を所得400万円以上で13か月以上滞納する全員に送付。対象者

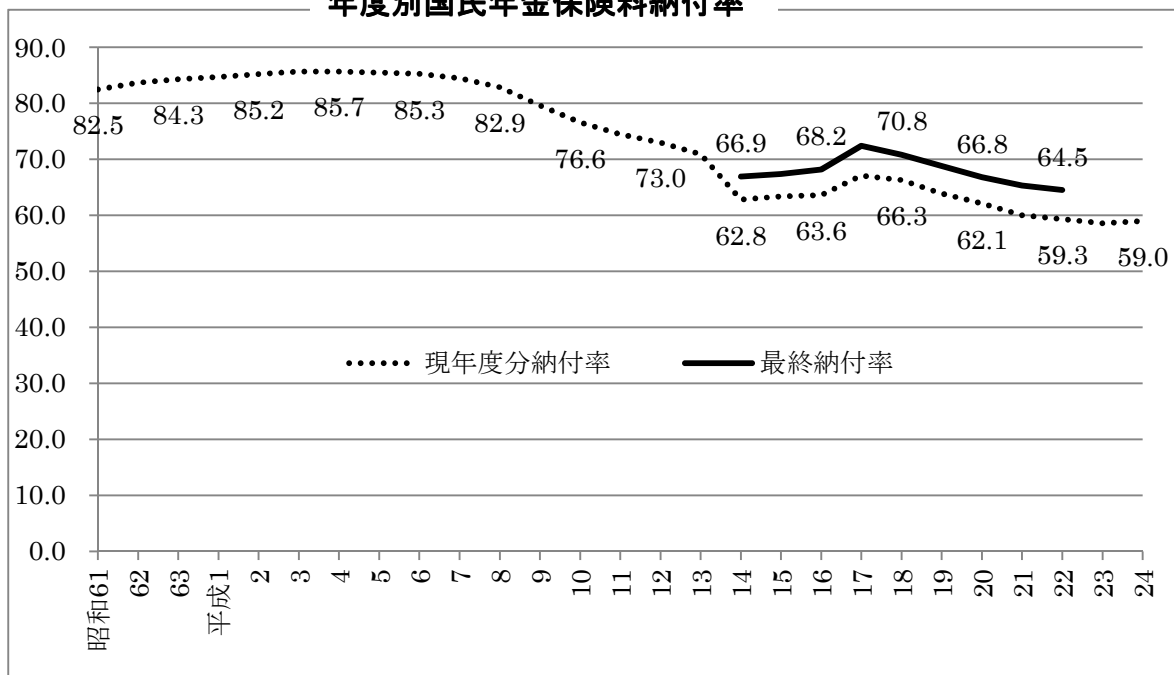
は、2012年度の2倍に当たる約14万人。それでも応じない場合は督促や差し押さえを進めるといいます。強制徴収の対象は2015年度以降も広げていく方針です。こうした対策の費用として来年度予算案に今年度の5倍余りの約53.5億円を盛り込んでいます。

### ◆厚生年金未加入事業所は職権で強制

また、国民年金の未加入の多くは、会社などの事業所に勤めながら事業主が厚生年金への加入手続きを怠っていることにもよります。そのため、厚生年金の適用促進策についても、前年度より4.5倍の99.6億円を盛り込み、法人登記簿情報の活用により把握した適用対象事業所に対する加入指導に今後集中的に取り組むとしています。

より効率的な適用事務を行うため国税庁に対して稼動中の法人に関する情報の提供を依頼し、厚生年金に加入しない事業所については立入り検査を実施し、職権による適用を行うなど取り組みを確実に進めるとしています。

年度別国民年金保険料納付率



# 「年次有給休暇」に関する最近の動向

## ◆昨年の取得率は約 47%

厚生労働省の発表によると、企業が 2012 年、社員に付与した年次有給休暇（年休）は平均 18.3 日で前年と同でしたが、社員が実際に取得した日数は平均 8.6 日（前年 9.0 日）に減少し、取得率も 47.1%（同 49.3%）に低下したことがわかりました。

また、時間単位の年休が取得できる制度のある企業の割合は 11.2%（同 8.8%）と若干増えたものの、全体の 1 割程度しかないことがわかりました。

さらに、内閣府の調査からは、年休の取得が進まないのは、上司の意識（取得する部下を「仕事より自分の予定を優先」等と否定的に考える）が原因である実態が明らかになりました。

## ◆「算定の基礎となる全労働日」の改正

年休に関連して、注意が必要な通達の変更が行われています。

これは、裁判により解雇無効が認められた労働者が、復職後に年休取得を請求して出社しなかったところ、会社がその期間を欠勤として取り扱い、その分の賃金を支払わなかったこと等に関する最高裁の判決があったことによります。

労働基準法では、雇入れの日から 6 カ月

の継続勤務期間またはその後の各 1 年度において全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対して、翌年度に決まった日数の年休を与えなければならないと定められています。

この出勤率の計算根拠について、「労働者が使用者の正当な理由のない就労拒否によって就労することができなかった日」を、年休の発生要件である全労働日に含まれると解釈したのがこの最高裁判決です。

この判決が出たことを受け、厚生労働省は、年休算定の基礎となる全労働日の取扱いを変更しました。具体的には、**労働者の責に帰すべき事由によるとはいえない不就労日は、出勤率の算定にあたっては出勤日数に算入すべきものとして全労働日に含まれる**としたのです。

## ◆就業規則の見直しを

解雇した労働者が復職した場合や、私傷病休職後の復職を認めずに退職扱いとした後に復職した場合などは、年休の出勤率の計算に影響がある可能性がありますので、注意が必要です。

また、就業規則で年休に関する出勤率の計算方法を定めている場合には、規定の見直しが必要になる場合もありますので、確認が必要でしょう。

## 年次有給休暇付与日数（一般）

勤続年数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

週所定労働時間が 30 時間未満で、週所定労働日数が 4 日以下

又は年間所定労働日数が 216 日以下の者（パート）の年次有給休暇

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤続年数						
		6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月以上
4日	169~216	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121~168	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73~120	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48~72	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

**●雇用保険法の見直し案がまとまる**

雇用保険法見直しの最終報告が厚生労働省の審議会でまとまり、教育訓練給付は「原則2年（最長3年）、年間48万円」を上限に費用の最大6割を補助することが決定した。育児休業給付については、半年間に限り「賃金の2分の1」から「賃金の3分の2」に引き上げる。同省は来年の通常国会に改正案を提出し、来年4月以降、順次施行を目指すとしている。（12月27日）

**●中小企業の数が400万社を割る**

中小企業庁は、政府が実施した「経済センサス・活動調査」の結果を集計し、中小企業の数が385万社（2012年2月時点）だったことを発表した。同庁が調査を開始して以来、初めて400万社を割り込んだ。（12月27日）

**●均等法指針改正で差別の範囲の見直し**

厚生労働省は、男女雇用機会均等法の改正指針を公布した。内容は「間接差別となり得る措置の範囲の見直し」「性別による差別事例の追加」「セクハラ予防・事後対応の徹底」「コース等別雇用管理についての指針の制定」で、2014年7月1日に施行される。（12月24日）

**●ハローワークの求職者情報を開放へ**

厚生労働省は、ハローワークが持つ求職者情報を、民間の職業紹介会社に開放する方針を明らかにした。求職者の了解のもと、許可を得た会社が登録情報（職歴、希望職種、希望年収等）を閲覧し、就職先を紹介できるようにする。早ければ2015年度から実施の見込み。（12月24日）

**●派遣労働者数が約2万人減少**

厚生労働省が「労働者派遣事業報告書」を発表し、派遣労働者数（2012年6月1日時点）が約135万人（前年比1.4%減）となり、4年連続で減少したことがわかった。ピーク時（リーマンショック直前の2008年）は約202万人だった。（12月20日）

**●労働組合員数が4年連続で減少**

厚生労働省が平成25年の「労働組合基礎調査」の結果を発表し、労働組合員数（6月末時点）が987万5,000人（前年比0.2%減）となり、4年連続で減少したことがわかった。雇業者に占める組合員の割合を示す組織率も17.7%（同0.2ポイント減）で、3年連続で過去最低を更新した。（12月18日）

**●「ブラック」の疑い企業 約8割で法令違反**

厚生労働省が、いわゆる「ブラック企業」対策として平成25年9月に実施した集中取締りの結果を発表し、全体の82%に当たる4,189事業所で労働基準関係法令の違反があったことがわかった。「違法な時間外労働」（43.8%）が最も多く、「賃金不払い残業」（23.9%）、「労働条件明示せず」（19.4%）が続いた。（12月17日）

**●労働者派遣制度見直し案を労政審に提示**

厚生労働省は、労働者派遣制度の見直し案を労働政策審議会の部会に示した。最長3年としている派遣社員の受け入れ期間の上限をなくし、無期限で働き続けられるようにする。また、通訳などの「専門26業務」の区分についても廃止する。通常国会に労働者派遣法の改正案を提出し、2015年の施行を目指す。（12月13日）

**●「次世代育成支援対策推進法」を10年延長**

厚生労働省は、従業員の子育て支援を企業に義務付ける「次世代育成支援対策推進法」を10年延長する方針を明らかにした。来年3月末で期限が切れるが、少子化の傾向が続くことを考慮し、来年の通常国会に同法の改正案を提出する考え。（12月11日）

